

【記載例3】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、令和6年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和6年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がない場合）

- 1 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 17,000,000円
 - ・ 「所得金額」 10,000,000円
- 2 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 3 給与所得に係る「源泉徴収税額」 14,800円（年末調整済）
- 4 「繰越損失額」 $\Delta 12,450,000$ 円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って源泉徴収票等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

振替繰越希望		種類	青色	決算	出	損失	修正	特農の表	特農の示	特農の表	特農の示	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業	営業等	区分	⑦										
	業	農業	区分	⑧										
	不動産	区分	④											
	配当	区分	⑩											
	給与	区分	⑥											
	公的年金等	区分	⑦											
	雑	業務	区分	⑧										
	その他	区分	⑨											
	総合譲渡	短期	区分	⑦										
	長期	区分	⑧											
	一時	区分	⑨											
	所得金額等	事業	営業等	①										
業	農業	②												
不動産	③													
利子	④													
配当	⑤													
給与	⑥													
公的年金等	⑦													
雑	業務	⑧												
その他	⑨													
⑦から⑨までの計	⑩													
総合譲渡・一時	⑪													
合計	⑫													
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬												
小規模企業共済等掛金控除	⑭													
生命保険料控除	⑮													
地震保険料控除	⑯													
寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱													
勤労学生、障害者控除	⑲～⑳													
配偶者特別控除	㉑～㉒													
扶養控除	㉓													
基礎控除	㉔													
⑬から㉔までの計	㉕													
雑損控除	㉖													
医療費控除	㉗													
寄附金控除	㉘													
合計	㉙													
税	課税される所得金額	⑳												
上の㉑に対する税額	㉑													
配当控除	㉒													
政治等寄附金等特別控除	㉓													
住宅耐震改修特別控除等	㉔													
災害減免額	㉕													
再差引所得税額	㉖													
令和6年分特別税額控除	㉗													
再々差引所得税額	㉘													
復興特別所得税額	㉙													
所得税及び復興特別所得税の額	㉚													
外国税額控除等	㉛													
源泉徴収税額	㉜													
申告納税額	㉝													
予定納税額	㉞													
第3期分納める税金の税額	㉟													
還付される税金	㊱													
修正前の第3期分の税額	㊲													
第3期分の税額の増加額	㊳													
公的年金等以外の	㊴													
源泉徴収税額の合計額	㊵													
未納付の源泉徴収税額	㊶													
本年分で差し引く繰越損失額	㊷													
平均課税対象金額	㊸													
変動・臨時所得金額	㊹													
申告期限までに納付する金額	㊺													
延納届出額	㊻													
延納の繰上納付	㊼													
郵便局名簿	㊽													
口座番号	㊾													
記号番号	㊿													
公金受取口座登録の同意	㊿													
公金受取口座の利用	㊿													

令和6年分用
定額減税実施済額は、令和6年分特別税額控除欄の記入漏れのないようご注意ください。

令和6年分特別税額控除（定額減税）の適用がある場合は、「令和6年分特別税額控除」欄の記入漏れのないようご注意ください。

㉒欄から㉗欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、㉒欄から㉗欄までの記載を省略することができます。

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。
また、所得税額から控除しきれない令和6年分特別税額控除（定額減税）の金額がある場合は、同手引き40ページの「市区町村からのお知らせ」を参照してください。

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の所得金額等「㉒合計」欄は、㉒欄から㉗欄、㉙欄及び㉚欄の合計額(16,100,000円)から「措法41の5による繰越損失額」(Δ12,450,000円)を差し引いた残額(3,650,000円)を記載します。